

神奈川県

環境部工業保安課

高圧ガス事業所における地震防災総点検マニュアル

(製造・貯蔵所・特定高圧ガス消費者用)

平成7年3月

はじめに

本県は工業立地県として、昭和30年代から石油コンビナートが建設されるなど、わが国の高度経済成長を支えた重化学工業の中心として、全国有数の規模を誇ってきております。

また最近では、知識集約型の事業所がJR南部線や国道246号線沿いに立地が進み、様々な高圧ガスが貯蔵又は取り扱われております。そのため県内の広範囲な場所においても、いったんこれら施設に災害が発生すると、大規模な災害を引き起こされる可能性があります。

加えて、本県は過去に幾度かの大規模地震に見舞われており、現在では東海地震及び南関東地震の発生が危惧され、さらに県西部地震の切迫性が指摘されているなかで、地震対策の推進は急務となっております。

わが国では、この2年間に平成5年の釧路沖地震以来、5回もの大規模地震に見舞われており、特に本年1月発生した都市直下型の兵庫県南部地震では、五千名を超える尊い人命が失われたことをはじめとして、鉄道・道路・橋梁等の損傷、建築物の倒壊、ガス・電気・水道等のライフラインの機能マヒなど大きな被害を受けました。

このような状況の中にあつて、本県では昭和48年に高圧ガス施設等耐震設計基準に基づく施設の耐震化をはじめとして、地震計と連動した緊急停止システムの導入など、ハード面、ソフト面での様々な施策を行ってきましたが、事業所においては、大規模地震が発生したとしても、その時の状況において可能なかぎりの対応が行えるよう事前に体制を整えておき、地震発生時の被害防止、二次災害の防止を図ることが重要です。

このことからこのたび、高圧ガス事業所における地震に際しての保安防災体制の充実強化を回っていただくよう、事業所自らが点検を行う「高圧ガス事業所における地震防災総点検マニュアル」を作成しました。

このマニュアルが高圧ガス事業所において十分に活用され、地震防災対策がより一層向上されることを心から期待します。

平成7年3月

神奈川県環境部
工業保安課長 佐藤正幸

目 次

総 則		
1	適用範囲 -----	1
2	点検の視点 -----	1
3	点検方法 -----	1
本 編		
1	地震防災のための組織 -----	3
2	防災保安体制 -----	5
3	高圧ガス施設等の安全確保 -----	8
4	情報の収集、伝達及び広報 -----	14
5	非常用食糧、飲料水の備蓄・調達 -----	15
6	作業基準の整備 -----	16
7	防災教育・訓練 -----	17
8	応急復旧活動体制 -----	20
9	避難計画の策定 -----	22
10	救急・救助活動体制 -----	23
資 料	-----	24

総 則

1 適用範囲

このマニュアルは、次の事業所に適用します。

- (1) 毒性ガス、可燃性ガス又は酸素にかかる高圧ガス取締法の第一種製造事業所又は貯蔵所を設置する事業所並びに特定高圧ガス消費事業所
- (2) 石油コンビナートで災害防止法の特定事業所の内、高圧ガス第一種製造事業所

2 点検の視点

ハード面の耐震対策は、昭和48年制定の神奈川県高圧ガス製造施設耐震設計基準以来、施設の耐震化が進んでおり、特に南関東地震を想定した新耐震設計基準に施設が合格していることをもって対応済みとします。

いかなる時間、いかなる場所において地震が発生しても、例えば、今回の兵庫県南部地震のような大規模な突発地震の発生があったとしても、ソフト面の対策により、各事業所が適切に対応できるようにしていただくものです。

3 点検方法

高圧ガスを取り扱う事業所が自らこのチェックリストを使用して、自社の地震対策を評価してください。

(1) 評 価

点検事項及び点検内容により、事業所における整備の現状をチェックするものとします。

チェックリストの各個の記載方法については、記載例を参考にし、チェック欄に事業所基準類の名称・該当条項等点検結果を記入するものとします。

(2) 目標達成期限

点検の結果、未対応の項目があった場合、改善するまでの目標達成期限を3年目途にその年数を記入するものとします。

(記載例)

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
10 救急・救助活動体制	<p>B 災害時における負傷者の応急医療を行う組織をあらかじめ定めていますか。 ・医師、看護婦の配置についても検討を行うとよい。</p> <p>A 応急医療に必要な医薬品等を整備してありますか。 ・日本赤十字社の実施する講習を受けた救急員の育成についても配慮しておくとい。</p>	<p>x</p> <p>2</p> <p>地震応急規程第16条に規定あり</p>	

チェックで「否」となったときの改善の時限を年数で表してください

各事業所でのチェック欄です。各社での対応している規定類を記入してください

評価項目ランク付け欄

- * 特定事業所は、全ての項目についてチェックしてください
- * 「A」は、全てのガス種類についてチェックする項目です
- * 「B」は、毒性ガス又は可燃性ガスを取り扱う事業所でチェックする項目です

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
<p>1 地震防災のための組織</p> <p>(1) 地震に関する想定</p> <p>(2) 関係法令の規定による防災組織</p> <p>ア 高圧ガス保安組織</p> <p>イ その他法令の規定により災害の発生又は拡大を防止するため必要な業務等を行う者の選任</p>	<p>A ○事業所の地震防災対策を整備するうえで想定している地震は、どれですか。チェック欄の該当するものに○印をつけてください。</p> <p>A ○事業所には、地震災害等発生時の応急措置を含む災害の未然防止のため迅速かつ効果的に実施できる防災体制を確立するための防災組織が整備されていますか。</p> <p>組織(例)</p> <p>保安統括者 保安技術管理者 - 保安主任者 - 保安係員 保安企画推進員</p> <p>A ○選任されていますか。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物劇物取扱責任者(毒物及び劇物取締法第7条) ・ ガス主任技術者(ガス事業法第31条) ・ 電気主任技術者(電気事業法第33条) ・ 総括安全衛生管理者(労働安全衛生法第10条) ・ 危険物保安組織(消防法第12条の7、13条、14条) 	<p>・ 東海地震</p> <p>・ 南関東地震</p> <p>・ 県西部地震</p> <p>・ その他の地震 ()</p>	

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
<p>(3) 東海地震に関する防災組織</p> <p>ア 判定会招集時</p> <p>イ 警戒宣言発令時</p> <p>ウ 東海地震発生時</p>	<p>A 地震警戒本部に速やかに移行できる組織体制ですか。</p> <p>A 地震警戒本部が設置される体制ですか。</p> <p>災害対策本部に速やかに移行できる組織となっていますか。</p> <p>A ○災害対策本部が設置される体制ですか。</p> <p>A ○業務を円滑に遂行できるよう次の要件を満たした組織となっていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の管理組織に対応して編成してありますか。 ・本部長は、緊急指示等の全ての権限を経営者から委任されていますか。 ・本部長等の代行者は定まっていますか。 ・指揮命令系統が一本化されていますか。 ・災害が同時多発した場合に対応できますか。 ・各隊（班）の任務及び構成員の行動基準が明確になっていますか。 		
<p>(4) 突発地震発生時の組織</p>	<p>A ○事業所の耐震対策に応じた設置基準が明確になっていますか。</p>		

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
<p>2 防災保安体制</p> <p>(1) 保安管理体制</p> <p>(2) 防災保安責任体制</p>	<p>保安関係法令の規定による保安組織を有機的に連携させ、その機能の充実を図るとともに、応急措置を迅速かつ的確に実施できる総合的な保安体制が確立される必要があります。</p> <p>A 各保安組織は、日常業務職位に合わせて編成されていますか。</p> <p>A 組織間の有機的な連携が確保されていますか。</p> <p>A 各保安組織の総括者は、事業所の長としてありますか。</p> <p>A 統括者等責任者の代行者を、あらかじめ数次まで定めてありますか。</p> <p>A 夜間、休日の組織は別に設置し、平日、昼間体制への移行方法を定めてありますか。</p> <p>A 保安部門は、製造、保全、渉外等担当部署から独立していますか。</p> <p>A 協力会社の体制内における位置付けを明確にしてありますか。</p> <p>A 指揮命令権及び指揮命令系統は、明確に規定されていますか。</p> <p>A 各責任者の職務権限は重複することなく規定されていますか。</p> <p>A 緊急停止等の権限は直責任者に委譲するとともに、これに伴う生産減等についての免責が規定されていますか。</p>		

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
(3) 相互応援体制	<p>A 協力会社に対する指揮系統は確立されていますか。</p> <p>A 協力会社と、次の事項について相互応援協定が締結されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災資機材等の提供 ・ 応援要員の派遣 ・ 被災者の扶助及び補償 <p>B 近隣事業所と、次の事項について相互応援協定が締結されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織及び応援部隊の編成 ・ 応援要請時の連絡系統及び連絡方法 ・ 応援時の指揮命令系統 ・ 相互応援に必要な費用分担及び補償に関する事項 ・ 応援者の業務 <p>(業務の例)</p> <p style="padding-left: 40px;">非常線の監視、報道関係者の接遇、非常炊出し、その他被災時における側面的な援助及びそれに必要な資機材、人員の調達</p> <p style="padding-left: 40px;">地域全般にわたる災害の発生又は発生のおそれのある場合の共同防災措置及びそれに必要な人員及び資機材の提供</p> <p style="padding-left: 40px;">被災事業所からの要請による応援消防隊の派遣</p> <p style="padding-left: 40px;">消火に必要な人員、設備、資機材の調達</p> <p style="padding-left: 40px;">ユーティリティーの相互供給</p>		

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
(4) 非常通報体制	<p style="text-align: center;">その他被災事業所からの要請による事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他応援に必要な措置 <p>B 地区防災協議会に加入していますか。</p> <p>A 次の通報先を網羅した通報系統が確立されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係機関 <ul style="list-style-type: none"> 消防機関（119番）……（最優先） 警察本部（110番） 海上警備救難機関（管区海上保安本部、海上保安部 海上保安署） 保安関係法令所轄機関 県工業保安課（高圧ガス取締法） 県薬務課（毒物及び劇物取締法） 労働基準監督署（労働安全衛生法） ・ 地区防災協議会 ・ 相互応援協定締結事業所 ・ 事業所内担当部門 <p>A 通報方法は整備されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報連絡系統図の作成 ・ 通報連絡内容に応じた様式の作成 		

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
<p>3 高圧ガス施設等の安全確保</p> <p>(1) 耐震診断及び耐震補強</p> <p>ア 高圧ガス施設</p> <p>イ 建築物等</p> <p>ウ 液状化対策</p> <p>(2) 防災力</p> <p>ア 防災関係変異</p>	<p>A ○「高圧ガス施設等耐震設計基準」による耐震設計及びこれに基づく耐震性の改善を実施していますか。</p> <p>B 保安施設、建物（計器室）、CRT等も高圧ガス施設に準じた耐震性の検討をしてありますか。</p> <p>A ○「高圧ガス施設等耐震設計基準」による液状化判定及びこれに基づく地盤改良等を実施していますか。</p> <p>B ○次の事項を実施するための要員は確保していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設、装置等の緊急点検 ・施設、装置等の緊急停止又は制限等の応急措置 ・貯槽の液面管理 ・その他、被害想定に応じた必要な応急措置 		<p>保安施設 (3)ア</p>

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
イ 防災資機材等	<p>B 要員の選任にあたっては、次の事項を考慮した選任基準が設けられていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職制 ・ 個人の能力、知識、経験 ・ 通勤距離 <p>B 定期的に各要員の分担等を確認していますか。</p> <p>B ○次の事項を考慮した動員体制が確立されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震の規模に応じた自動参集制度 ・ 段階的な動員体制 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次対応：出勤者による即応体制の確保 二次対応：緊急出社による即応体制の補強 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡方法の確立 <p>B ○次の事項により、夜間、休日における確実な連絡の徹底が図られていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡系統図の作成 ・ 携帯電話、ポケットベルの携帯 <p>A ○関係法令に定められた以外、次の資機材等は確保されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害想定に応じた防災資機材等 ・ 防御活動を補完するための資機材 		

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
<p>(3) 保安施設 ア 施設の設置</p> <p>イ 点検、管理</p>	<p>A 次の事項についての点検基準は作成されています</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数量の確認 ・外観点検 ・機能点検 <p>A 事故防止及び災害の発生、拡大の防止を図るため関係法令に定める保安施設の他、事業所の態様に応じた次の施設が整備してありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急遮断弁 ・散水冷去帽受備 ・除害設備 ・緊急移送設備 ・保安用不活性ガス ・ガス漏洩検知警報設備 ・防液堤 ・非常用照明設備 ・保安電源 ・その他被害想定に応じた必要な施設 <p>A 点検基準は作成されていますか。</p>		<p>基準作成にあたっては、耐用年数、稼動状況等を考慮した点検内容及び点検頻度とすること。</p>

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
<p>(4) 緊急停止システム</p> <p>ア システムの導入</p> <p>イ 停止方法</p> <p>(5) 警報システム</p> <p>ア 検知、警報機器の整備</p>	<p>A 迅速かつ的確な応急措置を実施するために、地震計と連動した緊急停止システムの導入が図られていますか。</p> <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設、装置等の特性に応じた緊急停止システムの設置 ・保安確保を考慮した全停止又は、部停止等の区別 ・停止の自動化を図るための計装化の推進 ・システムのフェールセーフ化 <p>A</p> <p>地震計と連動した停止システムになっていますか。連動していない場合であっても、運転員等が常駐している装置であって、ワンタッチ操作で停止するシステムになっていますか。</p> <p>停止基準は、施設、装置等の特性に応じて、次の基準となっていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設、装置等の耐震性に応じた地震加速度又はS I 値 <p>事故の未然防止を図るために、施設、装置等の特性及び取り扱う高圧ガスに応じて、次の機器が設置されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温度計 ・圧力計 ・液位計 ・流速、流量計 ・ガス漏洩検知警報設備 ・振動計 		

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
イ 警報	<p>B 機器の設置場所は、次の事項を考慮した場所としてありますか。 また、必要なものは、計器室等常駐場所に表示できますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の状況が把握できるよう点検ルートに合わせた場所 ・ 施設、装置等の特性に応じた適切な区分ごと 		
	<p>B 警報レベルは、次により、施設、装置等の特性及び取り扱う高圧ガスに応じたレベルに設定されていますか。</p> <p>(例1) High Level (Or Low Level): 管理値 + 10 % (又は - 10 %) Super High Level ("): 管理値 + 20 % (又は - 20 %)</p> <p>(例2) ガス漏洩 可燃性ガス : 爆発下限界の 1 / 4 毒性ガス : 許容濃度以下</p>		
	<p>B 警報内容を容易に認識できるように、警報内容に対応した警報音等となっていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 音色 ・ 連続吹鳴 ・ 断続吹鳴 ・ その他有効な吹鳴パターン 		
	<p>ウ 運転制御用警報との区別</p> <p>B 運転制御用指標値 (オペレーションガイド) としての警報と異常警報とが区別されていますか。</p> <p>B 運転制御をシーケンス等により行う場合には、制御システム装置と緊急停止システム装置を分けて設置し、それぞれに警報システムを付属させてありますか</p>		

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
<p>(6) 地震計・感震器</p> <p>ア 設置場所</p> <p>イ 機種を選定</p> <p>ウ 警報等の設定</p>	<p>地震情報収集用、施設、装置等緊急停止基準設定用の地震計等の設置状況。</p> <p>A ○次のいずれかの場所を選定してありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急停止対象施設、装置等の設置地盤 ・ 製造施設地区の地盤 ・ 貯蔵施設地区の地盤 ・ 事業所の代表的地盤 <p>A ○使用目的に合わせた選定がされていますか。</p> <p>A ○次の区分に応じた設定値（地表加速度又は震度）が定められていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設、装置等の緊急点検 ・ 施設、装置等の緊急総点検 ・ 施設、装置等の緊急停止等 		
<p>(7) 保安空地及び点検通路</p> <p>ア 保安空地の確保</p> <p>イ 点検通路の確保</p>	<p>B ○災害の拡大防止及び円滑な防災活動を実施するための空き地として、関係法令に定める空地の他、被害想定に応じた空地を確保してありますか。</p> <p>B ○空地確保が困難な場合は、障壁の設置等を検討していますか。</p> <p>B ○的確な点検を実施するための点検通路を確保してありますか。</p> <p>B ○次の事項は考慮されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検経路の適切な設定 ・ 通路幅員の確保 ・ 夜間照明、非常用照明による照度の確保 		

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
<p>4 情報の収集、伝達及び広報</p> <p>(1) 収集方法</p> <p>(2) 伝達方法</p> <p>(3) 伝達のための様式</p> <p>(4) 付近住民への広報計画</p>	<p>A 複数の情報収集経路により、情報を確実に収集できますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同報無線 ・ テレビ、ラジオ ・ 関連事業所から情報入手 ・ 地区防災協議会との情報交換 <p>A 情報の伝達に必要な次の手段が整備されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内放送設備 ・ ページング ・ サイレン、ブザー、ベル ・ ポケットベル ・ 携帯用無線機 ・ 伝令 <p>A [災害時優先電話に加入している場合はその番号を記入して下さい]</p> <p>A 複数の手段の組合せにより情報を確実に伝達する体制になっていますか。</p> <p>A 情報の正確な把握のため、収集及び伝達する際の様式を作成してありますか。</p> <p>A 特に放送用として放送例文を定めてありますか。</p> <p>A 高圧ガス設備の発災等、危険な状態になったときを想定した広報計画が策定されていますか。</p> <p>B 近隣事業所、付近住民を対象とした避難勧告想定が検討されていますか。</p>		

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
<p>5 非常用食糧、飲料水の備蓄・調達</p> <p>(1) 食糧、飲料水、雑用水の確保</p> <p>(2) 炊事設備の確保</p> <p>(3) 寝具類等の備蓄</p>	<p>災害対応に必要な防災関係要員数及び日数に応じた非常用食糧、飲料水の備蓄・調達状況。</p> <p>* 日数については、東海地震を想定し、判定会の招集から東海地震の発生及び地震に伴う災害防御活動終了までの期間を目安とします。</p> <p>B 食糧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要量 = 防災関係要員数 × 3食 × 日数 <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保存食は、適宜更新していますか。 <p>飲料水</p> <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要量 = 要員数 × 3リットル × 日数 ・ 貯槽に貯蔵する場合は、流水させ滞留させないようにしていますか。 <p>B 雑用水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活用水として可能な限り確保することが望ましい。 <p>濾水器を併せて設置すると、冷却水等の使用もでき万全です。</p> <p>B 炊飯器具、食器、湯沸しは確保してありますか。</p> <p>B 熱源、燃料は確保してありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の態様により確保する他に、簡易ガスコンロ、固型燃料の準備。 <p>B 毛布、布団、シュラフ等は確保してありますか。</p> <p>冬季の場合に備え防寒衣、カイロ等は確保してありますか。</p>		

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
<p>6 作業基準の整備</p> <p>(1) 緊急時措置に係る基準</p> <p>(2) 施設、装置等の点検基準</p> <p>(3) 作業基準の運用</p>	<p>緊急時における応急処置等を的確に実施するための作業基準の整備、従業員並びに協力会社従業員への周知状況。</p> <p>A 緊急措置対象ごとの措置内容が定められていますか。</p> <p>A 耐震性、耐用年数、稼動状況、腐食率等を考慮して、点検箇所を定めてありますか。</p> <p>A 次の事項について、年1回以上見直しを行い、必要な場合は適宜改訂していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等が遵守されていること。 ・安全な操作が確保されていること。 ・安全上重要な事項については、特に解りやすくなっていること。 ・安全確保に必要な基本的禁止事項が盛り込まれていること 		

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
<p>7 防災教育・訓練</p> <p>(1) 教育対象者別の教育計画</p>	<p>A 協力会社を含む全従業員に対する教育内容(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震に関する知識 ・判定会及び警戒宣言の性格とこれに基づく応急措置内容 ・判定会招集時及び警戒宣言発令時の各自の任務分担 ・突発地震発生時の応急措置内容及び各自の任務分担 ・地震関連情報の受伝達方法 <p>A 防災関係要員に対する教育内容(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災組織の編成 ・地震被害想定及びこれに対応した防災資機材等 ・緊急停止システム及び保安施設 ・防御活動方法 <p>A 運転員に対する教育内容(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業基準の徹底 ・OJT、模擬装置等による運転技術の向上及び異常時における的確な判断 ・企業外講習会への参加及び資格取得 <p>なお、勤務の長期固定化傾向にある事業所は、慣れによる不注意、操作ミス、作業手順の省略等による弊害を考慮した教育内容を検討しておくとい。</p>		
<p>(2) 個人別教育記録の作成</p>	<p>A 効果的な防災教育を実施するため教育実績を個人別に記録、整理してありますか。</p>		
<p>(3) 現場特別査察制度</p>	<p>A 防災最高責任者による現場特別査察を適宜実施して災害発生の防止に努めるとともに、防災管理意識の高揚、啓発を図ることができる体制になっていますか。</p>		

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
(4) 教育の実施時期 (5) 防災訓練内容 ア 訓練想定 イ 他機関等と連携した訓練 ウ 事業所単独の訓練	A 全従業員が効果的に教育を受けられるよう年間計画に基づく定期教育の他、次の場合には、その都度臨時の教育を実施していますか。 ・施設、装置等の新設、変更があった場合 ・作業工程・取り扱う高圧ガスの変更があった場合 ・規定類を改訂した場合 ・職員の配置転換があった場合 ・関係法令等が改正された場合		
	A 地震防災応急対策の円滑な実施を図るための防災訓練の実施状況想定(例) ・判定会招集時 ・警戒宣言発令時 ・停電、有線通信不通、断水等の状況設定をもとに、被害想定に応じた発災		
	A 発災時間については、夜間、休日の場合を特に考慮していますか。		
	B 訓練(例) ・防災関係機関との連携協力による訓練 ・共同防災組織又は地区防災協議会の実施する訓練への参加 ・相互応援協定等を締結している事業所との連携訓練		
	A 訓練の形態(例) ・事業所全体による総合訓練 ・施設、装置ごとの個別訓練 ・訓練種目ごとの個別訓練 ・同時多発災害の発生又は大規模災害を想定した机上訓練		

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
	<p>A 訓練種目（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害予知型訓練 <ul style="list-style-type: none"> 地震警戒本部の設置、運営訓練 地震情報等の収集伝達訓練 日動参集、非常招集訓練 緊急措置訓練 ・発災対応型訓練 <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置、運営訓練 災害情報等の収集伝達訓練 緊急措置訓練 自動参集、非常招集訓練 災害通報、応援要請訓練 出動訓練（資機材集中） ガス漏洩、拡散防止訓練 津波対策訓練 救急・救助訓練 避難訓練 復旧作業訓練 広報訓練 		
(6) 防災教育及び訓練に係る年間計画	A 定めてありますか。		
(7) 計画の実施	A 実施していますか。		

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
<p>8 応急復旧活動体制</p> <p>(1) 地震警戒本部室及び災害対策本部室の設置場所</p> <p>(2) 資機材の整備</p> <p>(3) 現地指揮本部の設置</p> <p>(4) 応急復旧対策人員の検討</p> <p>(5) 動員体制</p> <p>(6) 職員の参集方法</p>	<p>人身の安全確保及び災害の再発防止を図るため、施設・装置等の応急復旧に必要な措置を実施する計画の策定状況。</p> <p>B 本部室は耐震性を有する計器室、会議室等ですか。</p> <p>B 本部室には本部業務に必要な資機材が整備されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信用機材（電話、無線機等） ・検討、説明用資料（組織図、平面図、フローシート、防災資機材等のリスト、黒板等） ・記録用資機材（筆記用具、記録用紙、録音テープ等） ・机、椅子 <p>B 防衛活動を迅速、的確に実施するため、発災現場近くの安全な場所に現地指揮本部を設置できますか。</p> <p>B 復旧対策（工事）に従事可能な人員が想定されていますか。</p> <p>B 連絡方法 災害情報の提供、指示、報告等を円滑に行うため、連絡方法が明確にしてありますか。</p> <p>B 資機材等の確保 復旧に必要な車輛、工具等の確保は計画されていますか。</p> <p>B 徒歩、自転車、バイク等で確実に参集できますか。</p>		

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
(7) 復旧順位	<p>B</p> <p>実際には、災害の態様及び施設、装置等の被害状況に応じて決定されるが、基本方針として、災害の再発防止については、次の順位となっていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーティリティ施設 ・計装 ・保安施設 		

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
<p>9 避難計画の策定</p> <p>(1) 指揮命令系統の確立</p> <p>(2) 避難指揮者、誘導担当者</p> <p>(3) 避難命令の発動基準</p> <p>(4) 避難命令の伝達方法</p> <p>(5) 情報連絡設備</p> <p>(6) 来客等部外者の避難</p> <p>(7) 避難場所の確保</p> <p>(8) 避難場所への経路</p> <p>(9) 非常持出物品等の区別、保管、表示</p> <p>(10) 災害沈静後の措置</p>	<p>A 災害時に円滑な避難が行えるような計画が策定されていますか。</p> <p>(例)</p> <p>避難命令者(事業所長) 避難指揮者 誘導担当者 避難対象者</p> <p>A 選任されていますか。</p> <p>A 発動基準は災害が拡大し従業員等の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合としてありますか。</p> <p>A 伝達方法はサイレン、ブザー、ベル等の吹鳴を伴った一斉放送により 避難対象者全員に速やかに正確に伝達できますか。</p> <p>A 音色、吹鳴パターンを設定し、ネの周知徹底を図るとともに、次の項目が明確に放送されるようになっていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘導担当者の氏名 ・避難場所 ・避難経路 <p>A 常時・来客者等を把握し・確実に情報を伝達でき、安全に避難させることができますか。</p> <p>A 周辺に危険物が少なく、火災の延焼等に対して安全な場所が選定されていますか。</p> <p>A 安全に避難できる避難路を確認してありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万が一に備え、隣接事業所の構内通過を検討など。 <p>A されていますか。</p> <p>A 再招集の対象者及び任務、避難後の連絡、招集方法について決められていますか。</p>		<p>災害拡大時には 地域防災計画に 定める場所</p>

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
10 救急・救助活動体制	<p>B 災害時における負傷者の応急医療を行う組織をあらかじめ定めていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、看護婦の配置についても検討を行うとよい。 <p>A 応急医療に必要な医薬品等を整備してありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本赤十字社の実施する講習を受けた救急員の育成についても配慮しておくるとよい。 		

資 料

- | | | | |
|----|------------------------------------|---------------|------------|
| 1 | かながわの地震対策 [神奈川県地震災害対策計画 - 概要版 -] | (平成 6 年 2 月 | 神奈川県) |
| 2 | 高圧ガス施設等耐震設計基準 | (平成 2 年 6 月 | 神奈川県) |
| 3 | 高圧ガス施設地震時緊急停止システム指針 | (平成 6 年 1 月 | 神奈川県) |
| 4 | 高圧ガス施設危険度評価手法 (コンビナート事業所用) | (平成 3 年 4 月 | 神奈川県) |
| 5 | 一般高圧ガス施設危険度評価手法 | (平成 4 年 7 月 | 神奈川県) |
| 6 | 液化石油ガス施設危険度評価手法 | (平成 5 年 9 月 | 神奈川県) |
| 7 | 特定事業所地震対策マニュアル | (平成 2 年 9 月 | 神奈川県) |
| 8 | C R T オペレーティングシステム設置基準 | (昭和63年 4 月 | 神奈川県) |
| 9 | 特殊材料ガス等保安対策指針 | (平成元年 9 月 | 神奈川県) |
| 10 | 地震防災規程の規範 | (昭和54年 9 月 | 高圧ガス保安協会) |
| 11 | 地震防災規程細則規範 | (昭和54年11月 | 神奈川県) |
| 12 | 石油コンビナート保安用不活性ガス指導指針 | (平成 5 年 3 月 | 神奈川県) |
| 13 | 高圧ガス貯蔵基準 | (昭和57年 4 月改訂 | 神奈川県) |
| 14 | 液化石油ガス貯蔵基準 | (昭和56年 3 月改訂 | 神奈川県) |
| 15 | 塩素消費基準 | (昭和55年 4 月 | 神奈川県) |
| 16 | 防災上重要建築物耐震診断基準 | (昭和56年 4 月 | 神奈川県) |